

静岡県告示第369号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年4月26日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

半済北ノ谷B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
菊川市		半済	北ノ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
				78 1号
				83 2号
				83 3号
				85-1 4号
				99-1 5号
				99-1 6号
				99-1 7号
				99-1 8号
				95-2 9号
				95-2 10号
				96 11号
				96 12号
87 13号				